

昭和45年12月21日第3種郵便物認可 定価1部2円

あぶない 消し忘れ 切り忘れ

秋の火災予防運動 11月26日～12月2日

科から冬へ——火がわたしたちの生活に大きな割合を占める季節です。それだけにふとした不注意が財産を、それどころか人命までも失なうような大事を引き起こします。秋の火災予防運動も11月26日から12月2日まで行なわれますが、市民ひとりひとりが、一段と防火の気持を強くし、火災をふせきましょう。全国の統一標語「あぶない 消し忘れ 切り忘れ」をお忘れなく。

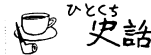
全国いっせい実施事項として次のことがかけられています。

- (1) わが家の防火総点検
- (2) たばこの投げ捨てと覆たこの防止

夜9時のサイレンで 火の元の点検を

- (3) 暖房器具の正しい使いかた
 - (4) 旅館、ホテル、病院など多人数が入り出す建物の消火避難訓練
- 以上の実施事項にもつき、鳥栖市消防本部は次のような計画をたてています
消防自動車、広報紙、有線放送などにより広報につとめるとともに、消火器の設置および取扱ひ方法の指導をする。

- ☆ 運動期間中、毎日午後9時市内のサイレンをいっせいに鳴らし、各家庭職場での火の元点検の実行を促す。
- ☆ 行楽地、登山道路などに「たばこ投げ捨て禁止」の立札をたてる。
- ☆ 多人数が入り出す建物で消火避難訓練を行なう。
- ☆ 診療所、保育園、養老施設にたいする立入検査。
- ☆ 小学生（3年生以下）および幼稚園保育園児に防火宣伝の下じき、ぬり絵、風船などを配る。



鍋島藩の節約令

藩政時代の節約を強いるおきては各藩劣らず厳しいもの。「結婚式その他の祝いごとの料理は、二汁三菜より多くしてはならない。酒はさかづき3ばいから5ばい。銭湯では見知らぬ者といっしょに入るな。遊山見物は堅く禁ずる…」これは、約250年前の鍋島藩(勝茂)で定められた「鳥の子帳」という武士階級に対する法律。

草野さんら知事表彰

保育事業功労者

第10回佐賀県社会福祉大会(10月28日県体育館)で、本市から次のかたがたが県知事表彰を受けられました。どんなにも永い間保育事業にたずさわっておられます。(敬称略)

- 【社会福祉施設・団体役員】
草野トミヨ(田代保育園主任保母)
- 【社会福祉関係公務員】
久米アサ子(白鳩園園長)・篠原忠子(白鳩園保母)・山田文江(鳥栖園保母)・前間ヨシ子(白鳩園給食婦)

相談うけたまわります

※ 心配ごと相談所 ※

毎週水曜日午前9時から福祉事務所。相談員は吉田耕作さんと大石麗子さん。

※ よろず相談 ※

毎月第1水曜日午前9時から市役所内会議室。心配ごと相談員と5人の人権擁護委員および行政相談員が合同で心配ごとの相談を受けます。

▽ 人権擁護委員

権紫さん、大森喜美子さん、平塚常雄さん、原口信行さん、横尾貞美さん

▽ 行政相談員 勝 八郎さん

※ 交通事故相談 ※

毎月第2水曜日午前9時から市役所会議室。県の県民室係員および市総務課係員が相談を受けます。

※ 農地等なやみごと相談 ※

毎月5日の、農業委員会事務局

※ 消費生活相談 ※

毎週月曜、水曜、金曜、市商工課で相談員の藤光ヤスノさんが担当。商品の品質やサービスについて問合せをお待ちします。

※ 内職相談 ※

毎週水曜日、市商工課で相談員の久保美代子さんが担当

※ 母子健康相談 ※

毎週月曜と水曜日、市衛生課で保健婦が相談を受けています。

ぶっそうげ 中国原産。温室でないと越冬しないとされているが、一般家庭でも夏から秋にかけて咲く。くすんだ赤のみずみずしい花でわずかの命。あおい科の花。英名でハイビスカスと呼ばれる10余種のひとつで、ふようやむくげの親類(今泉町篠原茂一郎さん宅で写す)



裏作は水稻転作に準ずる取扱い

市内で水田に裏作をするところが年々少なくなってきましたが、これは土地の有効利用という点からあまりかんばしいことではありません。小麦、ビール麦、なたねなどもっと作りたいものです。とくに農林省から「明年産米の生産調整が行なわれる場合、水田裏作として46年産の小麦、ビール麦およびなたねを作付けさらに表作の水稲を休耕したときは、裏作を転作したのに準じる取扱いをする方針だ」と通達がありました。

平畑町の農地で転作が不可能な地域ではぜひ裏作の作付けをするようおすすめします。
なお、通年休耕地は土地を荒らす原因にもなりますので、休耕地の管理はとくに注意してください。

転作(そ菜、花木類)の 移動相談ひらく

ご存じのように政府は来年度280万トンの米の生産調整を目標に、具体策を検討しています。このままの数字で鳥栖市に配分されますと、約450~500トンの生産調整になる見通しです。そのうえ転作と休耕では補助金に格差を設けるとの考えもあります。

このような事情をふまえて、有利な転作を奨励して所得の下落を防止しようと市、農協、普及所は次の日どりで、転作の移動相談を行ないます。今回の転作はそ菜、花木類に限っていますが、多くのおいでを待っています。
相談は種苗のこと、資金のこと、流通のことなどです。

転作移動相談の日どり

月	日	場 所	時 間
11月	24日(火)	農協 麓 支所	9時~16時
11月	25日(水)	旭 支所	〃
11月	26日(木)	鳥栖支所	〃
11月	27日(金)	田代支所	〃
11月	30日(月)	基里支所	〃

よろず相談日に特設人権相談も——12月2日——

12月2日のよろず相談は特設人権相談所とあわせて行ないます。毎月第1水曜日に行なっているよろず相談は、心配ごと相談員、人権擁護委員、行政相談員がみなさんのあらゆる心配ごとの相談を受け解決の手助けをするものとして好評をいただいておりますが、今回は、佐賀県方法務局から担当官がくることになって

上水道についてお願い

★ 市の上水道を使い始めたり、中止したりするときは、事前に必ず水道課にお知らせください。料金計算上こままりますし結局需要者のみなさんに迷惑がかかります。印鑑を持って水道課へ足労ください。

★ メーターの手前のバルブ(止水せん)には手をふれないでください。

県民手帳のお求めは早目に

1971年版県民手帳がまいりました。ポケット型、ビニール表紙で日記簿、資料編、名簿編、便覧編にわかれた県内唯一の総合手帳としてあらゆる場合あなたの役に立ちます。1冊130円、市役所総務課企画統計係へどうぞ。

- 日時 12月2日(水)10時~15時
- 場所 市役所2階第1会議室
- 相談担当者
人権擁護委員、佐賀県方法務局人権意識課長ほか1人、行政相談員、心配ごと相談員
- 相談をうけるおもな事項
人権問題、相続問題、家庭内の問題、不動産について、借地借家のこと。

22日に、歩け歩け、

市役所⇄杓子が峰

3回目の歩け歩け運動を11月22日(日)市役所〜杓子が峰往復コースで行ないます。新鮮な空気を胸いっぱい吸いこみ、体力づくりをいたしましょう。多数ご参加ください。市体力づくり協議会と教育委員会の共催です。

☆集合 11月22日午前9時 市役所前
☆出発 民謡体操のあと 9時20分出発

☆到着 午前11時。正午までレクリエーション
☆帰り 午後1時出発、同2時30分市役所着の予定。
☆昼食、水筒は各自ご用意ください。
☆参加者になわとび用のなわをさしあげることになっています。

20日に 差押品の公売

次の差押物件を11月20日(木曜)午前11時から、市役所職員玄関(左の方)前で公売いたします。方法は公示価額による入札で行ないます。

＜公売物件＞

- ・机(スチール製片脚)6脚・机(スチール製両脚)3脚・いす(ひし付回転)2脚・金庫(ジップ製)1個・1人用ロッカー(スチール製)2個・6人用2段式ロッカー(スチール製)1個・レザー張4点応接セット1組・冷蔵ショーケース1個・東芝和文タイプライター1台・柱時計(乾電池付・セイコー)1台
- ・同(東芝)

前号訂正

☆11月1日号の「税金メモ」(4)の説明欄中「給与所得と(4)の所得以外の所得の合計額が5万円以上の人は控除対象なりません」とあるのを「給与所得等の総額と(4)の所得以外の所得金額の合計額が5万円以上の人」に訂正いたします。

☆香典返しのうち「村田町西村翠子さん」は、期限のきた拾いもの2860円を寄付されたものです。香典返しはありませぬので訂正しおわびいたします。

早期発見 早期治療を

胃の検診申込み12月5日まで

あなたも胃ガンの集団検診を受けませんか。市はことしすでに4回実施しましたが185人が受診し、39人の精密検診者を発見しました。恐れられているガンも早く発見して治療すれば安心です。できれば年2回の検診をおすすめします。料金は250円。今回の申込みは12月5日までです。

- ・検診の期日 12月10日 午前中
12月11日 午前中
- ・会場 中央公民館(本町三丁目)

生ワク服用をぜひ

45年度下半期の小児マヒ生ワクチンの服用を行ないます。該当児およびまだ2回の服用をすませていない幼児に必ず服用させてください。

▽該当児 昭和44年8月1日から45年7月31日まで生まれた乳幼児と今今まで服用していない人。

- ▽日 どり
- 11月24日(火) 田代、麓 地区
- 11月25日(水) 基里、旭 地区
- 11月26日(木) 鳥栖北地区

みんなの山をきれいに

紅葉のシーズンにはいり、家族づれなどで九千部山(標高848m)はにぎわっています。ところが山頂といったは紙くずや空きカンなどがいっぱい。ときどき市観光係員が清掃したり、鳥栖高校山岳部のみなさんが清掃奉仕をしたりしていますが、とても間に合いません。みんなの山ですから、ひとりひとりが次のことを

- まもり、いつも清潔な山にしたいものです。
- 1 ビニール袋を用意して赤当がらや紙くず、空きカンなどは持ち帰って処分する。
- 2 または山頂の焼却炉で燃えるものは燃やす。空きカンなどは備え付けのドラムカンに捨てる。
- 3 立木や石などは取らないように。

80歳になったかた

敬老年金 受給申請を

市は満80歳以上の人に敬老年金をさし上げていますが、こんど初めて受給することになった人は、福祉事務所で受給申請をしてください。

▽該当者 明治23年12月1日以前生まれで、市内に1年以上住んでいる人。すでに年金をもらっている人は申請する必要はありません。

▽申請に持ってくるもの
印鑑と家族全員の住民票の写。住民票は市民課で発行します。

▽年金の額
満80歳〜85歳 年額 3000円
満86歳以上 年額 4000円

敬老年金をどうぞ

12月1日〜5日までに

敬老年金を次の日どりで渡します。印鑑と年金証書を持っておいでください。

月	日	時 間	場 所
12月	1日	10時〜15時	福祉事務所
	2日	10時〜12時	田代公民館
	2日	13時〜15時	基里公民館
	3日	10時〜12時	麓 公民館
	3日	13時〜15時	旭 公民館

23日のゴミ収集を変更

11月23日(月)は祭日のため、当日のゴミ収集は次のとおり変更します。

▽11月21日(土)にくり入れる分
布津原町、事業団団舎、宿町(車路警察団舎)、田代新町、田代昌町、田代本町(田代公民館横通り)

▽11月24日(火)にくり入れる分
本通町(中通り)、本町(協栄会館通り)、大正町、古野町、木鳥栖町(五間道路付近)

引揚書特別交付金の請求を早目に…
引揚書特別交付金の請求は、明年3月31日までになっています。すんでいない人は早目に請求してください。請求についての説明、必要な用紙は係でお世話しています。

福祉事務所社会係
電話 ③3111、内線 246

麓刑務所であみ物等の即売会…22日…

山浦町の麓刑務所でレース編、セータなどの製品即売会を開催します。製品は同刑務所で反省修養の生活をおくっている九州各県および山口県出身の婦人受刑者が丹精こめて作ったものです。

- ・レース編、セーター、エプロン、クッション、テーブルセンターなどの手芸品
- ・かすりのきもの、お茶その他。

●期日 11月22日午前9時〜午後5時
製品は廉価でおわけいたします。そのほか、当日は同所の概要をご紹介するスライドを映写しますので、多数ご参加ください。麓刑務所は越後川バス停留所前です。

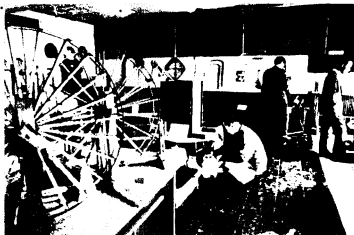
米穀通帳の使用期限延ぶ

米穀類購入通帳の有効期限が延長され一般用は46年11月30日、職場加配用、業務用は同10月31日まで使えるようになります。

鳥栖電報電話局

文化祭

ちよっぴり清新さも「アンケート」で改善へ



初の民俗資料展

市の文化祭は10月27日から11月7日まで中央公民館、市民集会所、市役所内市民ホール(の3会場)で行なわれました。ことしは従来の部門に加えて民俗資料展およびミュージックフェスティバルが人気を呼び、ここ数年や停滞きみだった文化祭に清新な息をもちました。

全体に観客が昨年を上回りましたか会場でお願したアンケートによると、もっとPRを文化祭の

時期が農繁期なので一考してほしい。無審査で、質もない現状では意欲がわかない。演劇や茶会も加えてほしい。展示会場に質疑応答コーナーがほしい。出品目録を用意したら、などの意見がありました。

より多くの関心と協力を得るにはアンケートの結果等も参考に、十分検討し、文化祭をさらに盛り上げたいものです。

なお、民俗資料は市立図書館二階でいつでもごらんになれます。

＝ 自衛隊募集事務所(本町一丁目)に 電話がつかました 番号は ③4077 ＝